

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本業務の契約の締結は、当該業務に係る30年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

平成30年1月22日（月）

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

「世田谷地域記録映像制作委託」

(2) 事業目的

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を記念し、世田谷地域(※)における文化的な営み、街角の風景等を映像アーカイブとして制作し、その映像をまちの記憶として地域住民と共有するとともに、世田谷地域に潜在する様々な魅力を区の内外へ発信することを目的とする。

(※)世田谷地域とは、池尻地区、太子堂地区、若林地区、上町地区、経堂地区、下馬地区、上馬地区の計7地区で構成される、世田谷区世田谷総合支所の管轄区域を指す。

(3) 事業内容(委託予定業務)

① 動画制作

平成30年度に世田谷地域で行われるイベントやお祭りなどの様子や、四季折々の美しい風景、地域の歴史の紹介等を表現した記録映像(本編動画及びショートバージョン)を制作する。

[本編動画]

○動画その1【テーマ「歴史」】

○動画その2【テーマ「風景」】

○動画その3【テーマ「イベント」】

○動画その4【テーマ「※自由テーマ」】…※受託者の提案に基づきテーマ設定する。

[ショートバージョン]

インターネット動画サイト等を通じて世田谷地域の魅力をPRするための映像作品として、上記[本編動画]の見どころを再編集した30秒～3分程度の動画とする。

② 周知・PRの協力

制作した動画(本編動画及びショートバージョン)が貸出し用ディスク、インターネット動画サイト等を通じて、より多くの人に閲覧されるよう、周知・PR上の協力をすること。

(4) 納品物

- ①マスターデータ(完パケ映像)HDD等
- ②貸出し用ブルーレイディスク 30枚(日本語版20枚、英語版10枚)
- ③貸出し用DVD 30枚(日本語版20枚、英語版10枚)
- ※上記②③については、全バージョンを収録したもの。コピーガード無し、簡易タイトル画面、盤面印刷、スリムケース付き

(5) 履行期間(予定)

契約締結日(平成30年4月初旬予定)から平成31年3月15日まで

2 参加資格要件

次の(1)～(4)に掲げる要件を全て満たす法人であること。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2)区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること、又は登録されることに特段の支障がない法人であること。後者の場合は、次の①～④の書類を参加表明書に添えて提出した上で、区から本件の参加資格があることを確認された者であること。
 - ①「登記事項証明書」
 - ②「法人に関する書類(定款等)」
 - ③「会計に関する書類(直近の収支計算書等)」
 - ④「納税証明書(法人事業税・法人税・消費税)」
- (3)区から指名停止又は入札参加禁止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4)都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

3 参加表明書等の提出

(1) 提出書類等

次の①～⑧を全て1部ずつ提出すること。ただし、世田谷区の入札参加資格を有している場合は、②～⑤の書類提出を省略することができる。

※提出物の詳細については説明書を参照のこと。

- ①「参加表明書」
- ②「登記事項証明書」(発行年月日から3ヶ月以内のもの)
- ③「法人に関する書類(定款等)」
- ④「会計に関する書類(直近の収支計算書等)」
- ⑤「納税証明書(法人事業税・法人税・消費税)」(発行日から3ヶ月以内。写しも可。)
- ⑥「都道府県民税・市町村民税に滞納がないことがわかる証明書」(発行日から3ヶ月以内。写しも可。)
- ⑦「法人・団体としての動画制作実績」
- ⑧「業務責任者等の実績等」

4 提案書の提出者を選定するための評価基準

参加表明者が多数の場合は、参加表明書とともに提出された書類一式を以下の基準により審査し、提案書の提出者を概ね5者程度選定する。

なお、選定結果は平成30年2月14日(水)に電子メールで通知する。

- (1)参加資格要件
- (2)法人・団体としての動画制作実績等
- (3)業務責任者等の実績等

5 提案書に求める内容

提案書は、下記(1)～(3)を全て含めて作成すること。

(1)実施体制、実施方針等(2～3ページ程度)

様式は自由とするが、下記①～④を全て踏まえること。

- ①本事業の実施体制
- ②本事業の履行に際して、特に重視する方針
- ③本事業を履行する上で、競合他社よりも優れていると自認するポイント及びその理由
- ④年間作業スケジュール(想定)

(2)企画提案内容(15ページ以内)

企画提案内容の記載に当たっては、下記①～⑥を全て踏まえること。

①制作する動画のテーマ、題材について

(委託予定内容)

- (A)原則として、区の指定する「歴史」「風景」「イベント」という3種類のテーマ・題材について動画(各5～10分程度。以下「規定テーマ動画」と言う。)を制作すること。
- (B)上記の規定テーマ動画のほか、受託事業者の提案に基づいたテーマ・題材の動画(5～10分程度。以下「自由テーマ動画」と言う。)を1種類制作すること。
- (C)規定テーマに自由テーマを加えた4種類の動画(本編動画)を加工・編集し、インターネット動画サイト等でのPRを主目的としたショートバージョン動画(30秒～3分程度)を制作すること。

(提案要求内容)

- (a)受託した場合の「自由テーマ動画」のテーマ・題材を提案すること。

②動画のコンセプト、イメージ等について

(提案要求内容)

- (a)受託した場合に、規定テーマ動画3題、自由テーマ動画1題の4つの動画について、それぞれどのようなコンセプト・イメージで制作を行うか、撮影場所や撮影方法、リポーターやナレーション、BGM等の活用の有無等も可能な限り含め、具体的に企画内容を提案すること。なお、平成29年度に世田谷区が制作した「ボロ市および代官行列イベント等」の映像を、本事業で制作する作品の一部に必ず使用するものとする(未編集の撮影白素材映像をHDD等で区より提供する)。

(b) ショートバージョン動画についてもコンセプトやイメージを具体的に提案すること。なお、ショートバージョン動画とは、インターネット動画サイト等を通じて世田谷地域の魅力をPRするための映像作品として、本編動画の見どころを再編集して制作するものであることに留意すること。

③ 貸出し用のブルーレイディスク及びDVDの仕様について

※貸出し用ディスクは区民等を対象に無償貸出することを目的とする。

(委託予定内容)

- (A) 本編動画及びショートバージョン動画の両方を収録すること。
- (B) 視聴者の利便性を考慮してチャプターリストを設定する。
- (C) 日本語版と英語版を両方制作する。

(提案要求内容)

- (a) 上記(委託予定内容)にあるチャプターリスト等の機能のほか、視聴者の利便性を考慮し、予算内で貸出し用ディスクに追加可能な機能等があれば提案すること。
- (b) 英語版についての仕様(字幕、ナレーション、ネイティブチェックの有無等)を記載すること。

④ 映像の画質レベルについて

(委託予定内容)

- (A) 制作する映像は、フルHD以上の画質のものとする。

(提案要求内容)

- (a) 受託した場合の、制作する映像の画質レベルを記載すること。

⑤ 区職員との連携協力による制作進行について

(委託予定内容)

- (A) 契約期間中、原則として、区が開催する「(仮称)世田谷地域記録映像検討会議」(構成員は世田谷総合支所地域振興課職員10名程度で、隔月開催程度を想定)に出席すること。

(提案要求内容)

- (a) 上記(A)の会議出席等も含め、区職員等の意見やアイデアをどのように活用し合意形成を図りながら動画制作を進めていく予定かについて、具体的な方針や考えを記載すること。

⑥ 動画の周知・PRへの協力について

(委託予定内容)

- (A) 制作した動画(本編動画及びショートバージョン)がより多くの人に閲覧されるよう、区が行う周知・PRに協力をすること。

(提案要求内容)

- (a) 受託した場合、完成した動画の周知・PR効果を高めるため、どのような広報上の協力

ができるか、可能であればインターネット動画サイトでの再生回数を増やす方法等も含め、具体的方法を記載すること。

(3) 見積書(1～2ページ程度)

様式は自由とするが、内容、内訳金額、税額、合計金額等がわかるように、詳細に作成すること。

6 プレゼンテーション

以下の通り、提案書提出者によるプレゼンテーションを実施する。

(1)開催日時:平成30年3月23日(金)

(2)開催場所:世田谷区役所第3庁舎内会議室(予定)

(3)内容:①提案内容のプレゼンテーション(20分程度)

プレゼンテーションの際に、サンプル動画等を再生しながら提案説明を行うことを可とする。その場合は、提案書提出の際に希望を申し出た上で、持込みが必要な機器等についてあらかじめ区に確認すること。

②質疑応答(15分程度)

(4)その他:集合時間及び場所等の詳細については、提案書の提出者に対して別途通知する。

7 最終審査

審査は、下記(1)～(2)の総合的評価により行う。また、審査の結果、最も優れた事業者に業務委託契約締結の優先交渉権を付与する。

(1)参加表明書提出時の添付資料による履行実績等

(2)提案書(実施体制・実施方針等、業務内容提案、見積書)・プレゼンテーション

8 決定通知

審査結果については、平成30年3月23日(金)以降、プレゼンテーションに参加した全ての提案者に対し、各々の結果を文書にて通知する。

9 手続き等

(1)担当所管課

世田谷総合支所地域振興課計画調整・相談 担当:天野、竹本、城戸

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-22-33

世田谷区役所第3庁舎2階21番窓口

連絡先 TEL:03-5432-2818(直通) FAX:03-5432-3031

E-mail:SEA02072@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2)説明書の交付期間、場所及び方法

平成30年1月22日(月)から2月5日(月)まで

世田谷総合支所地域振興課21番窓口または当課ホームページ [\(あなたのまちの地域・](#)

[地区情報](#)→[世田谷地域](#)→[世田谷地域からのお知らせ・イベント情報](#))にて公開(※ダウンロード可能)

- (3) 参加表明書等の提出期限並びに提出場所及び方法
平成30年2月5日(月)午後5時まで(必着)
世田谷総合支所地域振興課計画調整・相談へ持参または郵送
- (4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法
平成30年3月14日(水)午後5時まで(必着)
世田谷総合支所地域振興課計画調整・相談へ持参または郵送

10 その他

(1) 費用負担

本プロポーザルへの参加に要する経費については、区は一切負担しない。

(2) 提出物の取り扱い

本選定の過程において事業者から提出された資料等については返却しない。なお、提出された書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合、その提出者は失格とする。

(3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約保証金 免除

(5) 契約

提案書をもとに最終的な仕様を決定し、後日契約する。(平成30年4月初旬予定)

(6) 当該業務に直接関連する他の委託契約を、区が当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 無し

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記9(1)に同じ

(8) 情報公開

透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の称号・名称、並びに提案書を特定した理由(審査経過等)については、世田谷区情報公開条例(平成13年3月13日、世田谷区条例第6号)の規定に基づき第三者に開示する場合がある。

(9) 著作権

本件の成果物の著作権は区に帰属する。また、本件により新たに作成された著作物について、本件の受託者は、区の許諾なくして独占的な権利を設定してはならない。ただし、本件の契約前に受託者が保有していた権利については、この限りではない。なお、今回制作する動画に関しては明確な使用期間は設定していないため、使用音楽、出演者、ナレーター等、受託者の責任において処理を行うこと。

(10) その他詳細は説明書による。